建築物エネルギー消費性能向上計画認定 認定申請手数料

(1)住宅部分

(1) E BH2						
用途区分	床面積の区分	認定申請手数料				
		技術的審査有り	技術的審査無し			
			誘導仕様基準 による場合	誘導仕様・計算併用 による場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	5,000円	18,000円	25,000円	34,000円	
	200㎡以上のもの	5,000	19,000円	28,000円	38,000円	
共同住宅等	300㎡未満のもの	9,000円	33,000円	51,000円	69,000円	
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	20,000円	57,000円	85,000円	115,000円	
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	45,000円	103,000円	149,000円	196,000円	
	5,000㎡以上のもの	81,000円	156,000円	217,000円	282,000円	

(2)非住宅部分

用途区分	床面積の区分	認定申請手数料				
		技術的審査有り	技術的審査無し			
			モデル建築物基準A による場合	その他の場合		
	300㎡未満のもの	9,000円	87,000円	228,000円		
	300㎡以上1,000㎡未満のもの	17,000円	111,000円	286,000円		
	1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	27,000円	146,000円	369,000円		
非住宅部分	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	81,000円	237,000円	526,000円		
	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	127,000円	309,000円	648,000円		
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	161,000円	371,000円	766,000円		
	25,000㎡以上のもの	201,000円	436,000円	874,000円		

(3)その他

(0) (0) E					
	認定申請手数料				
複合建築物の場合の手数料	(住宅部分の手数料)+(非住宅部分の手数料)				
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に 確認申請を併願する場合の手数料	(建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料)+(建築確認等手数料)				
建築物エネルギー消費性能向上計画 変更認定申請手数料	(建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料)÷2				

※「技術的審査」とは…

「技術的審査」では建築物省エネ法の認定基準への適合状況について審査します。

この審査結果(技術的審査適合証等)をもとに、市は認定の適否を判断します。 市への認定申請に先立って、事前に登録判定機関等の技術的審査を受けることによって、認定手数料の減額や審査期間の短縮が図れます。

※「技術的審査有り」とは…

次のいずれかの書類が添付された申請は「技術的審査有り」とします。

- ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
- ②設計住宅性能評価書の写し(住宅品質確保法第6条第1項)
- ※日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限ります。

※注意

- ①複数建築物の連携による取組の認定については、各建築物ごとに単独で申請があったものとみなして算定した額を合算した額とします。 ②共同住宅等について、共用部分の床面積を除いて認定を受けようとする場合は、床面積の合計から共用部分を除いた面積にて算定した額とします。 ③誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準とします。
- ④誘導仕様・計算併用とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準、又は、同号イ(2)及びロ(1)に 定める基準とします。
- ⑤モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準とします。